令和6年2月定例教育委員会 会議録

1 日 時 令和6年2月14日(水) 開会15時 閉会16時50分

2 場 所 福井市役所 8階 第3委員会室

3 出席者 教育長 吉川 雄二

 教育長職務代理者
 春木 伸一

 教育委員
 多田 和博

 教育委員
 宮郷 美千代

<事務局職員>

林 教育部長 俊宏 少年対策参事官 前田 俊行 教育次長 小倉 敏之 図書館統括館長 西行 裕 職員課長 野田 智規 教育総務課長 諏訪 光宏 学校教育課長 酒井 睦夫 保健給食課長 木下 武明 高比良 博則 生涯学習課長 橋詰 正弘 青少年課長 塩見 伸治 スポーツ課長 文化財保護課長 渡邉 貴美 図書館長 中野 裕三 井土 博之 みどり図書館長 桜木図書館長 嶋津 康弘 調整参事 新井 敏男 教育総務課 副課長 山田 治 教育総務課 課長補佐 槙野 克典

4 議 題

議事

教育総務課 主幹

第34号議案 市議会定例会提出議案(福井市教育に関する事務の職務権限の特例に関 する条例等の一部改正について)に同意することについて

(教育総務課)

第35号議案 市議会定例会提出議案(令和5年度福井市一般会計補正予算)に同意することについて (教育総務課、保健給食課、青少年課、スポーツ課)

第36号議案 市議会定例会提出議案(令和6年度福井市一般会計予算)に同意することについて (教育部長)

内田 佳邦

第37号議案 市議会定例会提出議案(工事請負契約の締結について)に同意すること について (教育総務課)

第38号議案 市議会定例会提出議案(工事請負契約の締結について)に同意すること について (教育総務課)

第39号議案 市議会定例会提出議案(福井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部改正について)に同意することについ て (学校教育課)

第40号議案 福井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則 の一部改正について (教育総務課)

第41号議案 福井市地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定に ついて (図書館)

第42号議案 福井市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について (図書館)

5 議事の経過

- (1) 開会
- (2) 教育長あいさつ
- (3)会議録署名委員の指名 多田 委員 宮郷 委員
- (4) 議事の要旨

教育長

まず、第34号議案から第39号議案について、市議会上程前につき、非公開を要する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開としたいが、ご異議ないか。

一 異議なし 一

教育長

ご異議ないようなので、第34号議案から第39号議案については、非公開とする。

傍聴人は居ないため、このまま続ける。

それでは、第34号議案 市議会定例会提出議案(福井市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部改正について)に同意することについて、事務局から説明を求める。

事務局

(教育総務課長)

福井市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部改正について、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から教育委 員会に意見を求めるものである。本日はこの議案の説明のため、職員課長が出席しているので報告する。

教育長

それでは、職員課長に議案の説明をお願いする。

職員課長

2月16日に開会する3月定例市議会に上程する「福井市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部改正」に関する議案について、スポーツを活かした交流拡大やまちづくりを推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、教育委員会が所管するスポーツ関係事務を市長事務部局に移管するものである。

他の中核市においても、62市中49市(約8割)が市長事務部局においてスポーツ関係事務を所管している。

また、結婚から妊娠・出産・子育てを通じた切れ目のない包括的な支援に取り組むため、子ども関連施策・所属を集約することから、教育委員会事務局学校教育課放課後児童育成室及び青少年課の所管業務の一部を市長事務部局に移管する。

具体的には、スポーツ課は商工労働部観光文化スポーツ局に移管し、放課後児童 育成室及び青少年課の所管業務はこども未来部こども育成課に移管する。

また、青少年課が所管している少年愛護センター業務については学校教育課に、 少年自然の家関連業務については生涯学習課に移管する。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

春木委員

スポーツ関係事務の所管部局について、中核市の事例を示されたが、歴史的な経 緯として、最初から市長事務部局にあったのか、教育委員会事務局にあったものを 途中で移管した事例が多いのか。

職員課長

法律上、スポーツは教育委員会の所管となっており、条例等で定めれば市長事務 部局が所管できるとなっていることから、当初は教育委員会事務局で所管していた ものを市長事務部局に移管した事例が多いと思う。

教育長

スポーツ課の業務は、商工労働部に移管されても内容は継続されるのか。

職員課長

商工労働部に移管後も、市民スポーツの推進等、業務は変わらず行っていく。

教育長

質疑を終結する。職員課長はご退室願う。

一 職員課長 退室 一

教育長

第34号議案について、市長に回答するにあたり、ご意見等はないか。 先日の地域クラブ活動推進協議会では、近藤会長より「来年度からは地域移行の 担当所属を一元化した推進室等を設置して欲しい。」旨の要望があった。 これを受け、教育委員会としては「中学校の部活動から地域クラブ活動への転換において、休日や放課後の子どもたちの居場所づくりを整えていける組織を、今後構築していただきたい。」というような意見が挙げられると思う。

この意見を付して、第34号議案について、原案のとおり同意することにご異議ないか。

― 異議なし ―

教育長

異議なしと認める。よって、第34号議案は原案のとおり同意する。

なお、市長への回答の作成は、私にご一任いただきたい。

また、本議案が市議会定例会に提出されると、市議会からも同様に意見を求められる。市議会に対する回答も、基本的には市長に提出した回答と同じ考え方で臨む必要があるため、市議会にも同様の内容で回答してよろしいか。

― 異議なし ―

教育長

異議なしと認める。市長及び市議会への回答については、次回の定例教育委員会 で報告する。

ここで一旦、会議を中断し、事務局の入れ替えをする。

〈教育委員会事務局 各所属長 入場〉

教育長

それでは会議を再開する。

第35号議案 市議会定例会提出議案(令和5年度福井市一般会計補正予算)に同意することについて、事務局から説明を求める。

事務局

(教育総務課長)

令和5年度福井市一般会計補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見をもとめられたものである。

先ず、「新たな日常」に向けた学習環境整備事業について、感染症対策を図りながら、子どもたちの健やかな学びの環境を実現するため、小学校の特別教室に空調設備を整備するものである。事業費は、1億663万円である。

令和3年度からの事業で、9小学校の理科室等に空調を整備する。今回の補正は 国の二次補正に対応するもので、整備は6年度になる。

事務局

(保健給食課長)

次に、新学校給食センター整備運営事業について、当センターは令和3年12月から設計に着手し、令和6年1月に完成した。この間、建設物価が高騰したため、 令和5年度の事業費を契約に基づき変更するものである。

令和6年から20年度にかけては、運営費について債務負担行為を設定する。

事務局

(青少年課長)

次に、指定管理者光熱費支援金について、光熱費の高騰の影響を受けた指定管理 者に対し、安定した施設運営を目的に支援金を支給するものである。 少年自然の家に約54万円、指定管理体育施設に約107万円を支援する。

事務局

(スポーツ課長)

次に、既存体育施設改修事業について、水銀灯の製造中止に伴い、体育施設の照明を計画的にLEDに更新するものである。事業費は7,996万5千円である。

LED化により、電気料や環境への負担軽減を図る。国の補助を活用し、来年度 以降、東体育館及びわかばテニスコートを更新していく。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

小学校の特別教室の空調設備は、いつまでに完了するのか。また、中学校は。

事務局

(教育総務課長)

令和3年から5年度で完了する予定であったが、入札の不調等もあり、9校残った。これらも、令和6年度に完了する予定である。中学校は、既に完了している。

多田委員

「新たな日常」に向けた学習環境整備事業や既存体育施設改修事業については、 新たに補助金が出て追加する補正予算で、指定管理者光熱費支援金や新学校給食センター整備運営事業については、元の事業が物価高騰によって不足が生じたことに よる補正予算と理解してよいか。

元の数字が分からないので、結局どれだけ増えているのか分からない。それぞれ 国や県の補助が入っているのか。

事務局

(教育総務課長)

「新たな日常」に向けた学習環境整備事業と既存体育施設改修事業については、 国の補助が1/3入っている。事業を前倒しするイメージである。

教育長

指定管理者光熱費支援金と新学校給食センター整備運営事業については、足りない分を追加したイメージである。

事務局 (教育部長) 指定管理者光熱費支援金と新学校給食センター整備運営事業については、既に施設の運営や改修が進んでおり、物価高騰等の特殊な要因から補正をしている。

「新たな日常」に向けた学習環境整備事業と既存体育施設改修事業については、 当初は6年度の予定だったが、国から前倒しで交付決定が出たので、補正予算を組 んで前倒しで進めている。財源的にも有利になるため、前倒しすることにした。

教育長

質疑を終結する。第35号議案について、原案のとおり承認することにご異議ないか。

一 異議なし 一

教育長

異議なしと認める。よって、第35号議案は原案のとおり承認する。 次に、第36号議案 市議会定例会提出議案(令和6年度福井市一般会計予算) に同意することについて、事務局から説明を求める。 事務局 (教育部長)

令和6年度福井市一般会計予算について、国の経済動向については、コロナ禍を 乗り越え、前向きな動きが見られる一方で、賃金上昇は物価上昇に追いついておら ず、個人消費や設備投資は、依然として力強さを欠いている状況である。

令和6年度は、国の総合経済対策の進捗に伴い、民間需要主導の経済成長が期待 されることから、国の令和6年度一般会計予算案の総額は、112兆5,717億 円と、過去2番目の規模となり、2年連続で110兆円を上回った。

本市としては、長期化する物価高騰に直面しながらも、地方創生の推進、子育 て・教育環境の充実、産業の振興、防災・減災、生活基盤の強化を図り、第八次福 井市総合計画の将来都市像「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」の実現に向け た取組を着実に進めていかなければならない。

このような中、令和6年度当初予算案は、来月の北陸新幹線福井開業等を見据 え、新しい福井市に繋げていくための重要な予算となっている。

令和6年度福井市一般会計の歳出予算の総括表について、令和6年度予算額の合計は1,293億500万円で、前年度比0.36%の減となっている。うち教育費の総額は139億9,053万円で、前年度比16.18%の減となり、一般会計に占める教育費の割合は10.82%となっている。なお、R5の12.86%と比べて減少しているのは、フットボールセンター等の施設の整備が完了したためである。

続いて、教育費の歳出予算総括表について、第1項 教育総務費、6年度予算額13億4,817万円で、前年度比23.96%の増である。教職員研修事業や遠距離通学児童支援事業などの増によるものである。

次に、第2項 小学校費、6年度予算額20億3,810万円で、前年度比9.23%の 増である。木田小学校大規模改修事業の増(3億5,675万円)によるものである。

次に、第3項 中学校費、6年度予算額35億2,885万円で、前年度比106.01% の増である。九頭竜中学校等整備事業の増によるものである。

次に、第4項 幼稚園費、6年度予算額 335 万円で、前年度比 86.45%の減である。幼稚園 1 6 園が全園休園に伴う職員給与の減によるものである。

次に、第5項 社会教育費、6年度予算額35億5,883万円で、前年度比29.73%の減である。市立図書館のリニューアル事業の完了に伴う経費の減によるものである。生涯学習に関しては、地域活動の拠点である公民館の改修を計画的に行っていく。

次に、第6項 社会体育費、6年度予算額5億8,690万円で、前年度比55.21% の減である。フットボールセンター整備事業の完了に伴う減によるものである。

次に、第7項 保健給食費、6年度予算額29億2,630万円で、前年度比47.98%の減である。新学校給食センター整備事業の減によるものである。学校給食については、PFI方式で整備を進めてきた新学校給食センターの運用を今年4月から開始し、小中学校45校の児童生徒に安全・安心でおいしい給食を提供していく。

継続費と債務負担行為の一覧表、当初予算事業別概要については、説明を割愛させていただく。

なお、予算の主要事業については、各所属長から説明する。

事務局

(教育総務課長)

先ず、予算書の(新)は新規、(拡)は拡大や拡充する事業である。

老朽化が進行する木田小学校施設(校舎等)について、建物の耐久性や機能性を 高めるなどの施設の長寿命化を目的とした大規模改修を行うものである。

続いて、九頭竜中学校等整備事業について、森田地区における学校規模の適正化 を図るため、森田・河合の両地区を校区とする九頭竜中学校を新築するとともに、 森田小学校の2校化を計画的に進めていく。

事務局

(学校教育課長)

次に、放課後児童健全育成事業について、放課後留守家庭児童の健全な育成と、 保護者が安心して働ける環境を確保するため、放課後児童クラブの運営および学童 保育利用料助成等を実施するものである。

続いて、地域に生きる学校づくり推進事業について、子どもたちの「生きる力」 を育むため、創意工夫した特色ある学校教育を推進するとともに、家庭・地域と一 体となって子どもたちの教育について考え行動する気運を高めるものである。

続いて、地域スポーツクラブ・文化クラブ活動推進事業について、学校教育課では、文化部を担当しており、部活動指導員を配置し教員の負担軽減に努めている。 この指導員は、教師に代わり部活動を運営できる。来年度は、モデル事業も検討している。

事務局

(保健給食課長)

次に、地域スポーツクラブ・文化クラブ活動推進事業について、保健給食課では スポーツ関係を担当しており、中学生が地域でスポーツ活動に親しむことができる 機会を確保し、活動選択の幅を広げ、地域クラブへ主体的に参加ができるよう、家 庭、学校、地域との連携を図っていく。

続いて、福井市学校給食センター管理運営事業について、令和6年4月に運営を 開始する福井市学校給食センターから、小中学校45校の児童生徒および教職員へ 安全・安心でおいしい給食を提供するものである。

続いて、学校給食材料費高騰対策事業について、食料価格の高騰が継続している 中、給食費の値上げを行うことなく、栄養バランスなどの質や量を保った学校給食 を提供するものである。なお、保護者に追加で負担いただくことは考えていない。

続いて、全国中学校体育大会負担金について、令和6年度、全国中学校体育大会 が福井県で開催される。本市においては、陸上およびバレーボールが開催される。 心身ともに健康な中学校生徒の育成と全国の生徒との相互親睦を図っていく。

事務局

(生涯学習課長)

次に、公民館改修事業について、第八次福井市総合計画に基づき、経年により建 物や設備の劣化や機能低下が認められる公民館を改修し、公民館利用者の安全を向 上し、公民館の円滑な運営を図るものである。

令和6年度は、殿下公民館を移転するための改修工事、一光公民館の長寿命化の 実施設計、酒生公民館の用地取得のための測量を行う予定である。

事務局

(スポーツ課長)

次に、ふくい桜マラソン開催推進事業について、ふくい桜マラソン2025(第 2回大会)が安全・安心な大会となるよう、実行委員会の一員として、大会負担金 を支払うものである。 続いて、パリオリンピック・パラリンピック出場選手支援事業について、大会に 出場する福井市出身選手へ激励金を授与し、支援を行うとともに、3位以内に入賞 した場合は、優勝等報奨金を授与し栄誉を称える。また、市庁舎で、横断幕掲出や 選手関連の展示を行い、市民の応援機運を高める。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

多田委員

事業ごとに入っている「福いいネ!」マークの意味は。何かルールがあるのか。

事務局 (教育部長) このマークは市長ビジョンの3つの分野を指しており、それぞれ 「福井は楽しい!」は、まちなかの賑わいや新幹線開業効果を意味している。 「福井は安心!」は、子育てや教育環境、防災などの強化を意味している。 「福井は元気!」は、農林水産、商工業等の産業分野の発展を意味している。

多田委員

地域スポーツクラブ・文化クラブ活動推進事業の中に、部活動指導員配置事業があるが、自分のイメージでは、この指導員は教員の働き方改革のために必要な措置であって、休日の学校部活動が地域クラブ活動に移行されたら、指導員は減少するのではないかと思うがどうか。

事務局 (学校教育課長) 休日の学校部活動が地域クラブ活動に移行される令和7年度末までは、部活動指導員を配置したいと考えている。今後、保健給食課の外部指導者も部活動指導員に移行することになる。

事務局 (教育部長) 事務局の理想としては、部活動指導員を経験した方が、将来、地域クラブ活動の 牽引役に育っていただければと考えている。

教育長

現在、外部指導者が40人弱いるが、0人になる。この方々に、部活動指導員へ 移行していただきたいと考えている。

事務局 (学校教育課長) 外部指導者については、校長から部活動指導員の打診をしているが、どの程度の 人数が移行するかは不明である。部活動指導員は、立場としては会計年度任用職員 となる。場合によっては副業となるため、本業である会社の理解が必要となる方も 出てくる。

部活動指導員が、平日、仕事終わりに活動できるよう、校長判断で部活の時間を 遅らせることも可能とするよう協議している。

多田委員

部活動指導員は、顧問として遠征等も可能か。また、資格等は必要か。

事務局 (学校教育課長) 部活動指導員のみで遠征等も可能である。部活動指導員になるための資格は特に 無いが、元教員の方が多い。 多田委員

学校放送設備整備事業の概要に、故障している学校放送設備の修繕とあるが、地 震や災害のことを考えると、来年度予算を待たずに、早急に修繕すべきでは。

事務局

(学校教育課長)

今回記載した修繕は、古い機器の計画的な入れ替えであり、緊急に修繕が必要な ものは、その都度すぐに対応している。

事務局

(教育部長)

予算の不執行分を活用し、危険な遊具の撤去を含め、対応可能なものは前倒しで 進めている。

教育長

体育施設廃止事業で、機能廃止となる体育施設とは。

事務局

(スポーツ課長)

川西テニスコートである。

教育長

質疑を終結する。第36号議案について、原案のとおり承認することにご異議ないか。

一 異議なし 一

教育長

異議なしと認める。よって、第36号議案は原案のとおり承認する。

次に、第37号議案及び第38号議案については、関連する内容のため、一括議 案としてよろしいか。

― 異議なし ―

教育長

異議なしと認める。それでは、一括議案として、第37号議案及び第38号議案 市議会定例会提出議案(工事請負契約の締結について)に同意することについて、 事務局から説明を求める。

事務局

(教育総務課長)

工事請負契約の締結について、(新)福井市九頭竜中学校の新築工事及び電気設備工事の予定価格が、それぞれ1億5千万円以上になることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、契約に際し議決を求めるものである。

契約内容は、新築工事30億4,678万円、電気設備工事2億9,029万円で、工期はどちらも契約日の翌日から令和7年10月31日までである。

工事概要は、森田地区の学校規模適正化を図るため、森田・河合両地区を校区とする九頭竜中学校を新たに整備するものである。

複層ガラスやLED照明といった省エネ効果の高い設備を導入することで、市内の小中学校で初めて「ZEB Ready」を実現し、本市のゼロカーボンシティを推進する。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

工事は、令和7年10月31日に外構も含めてすべて完了するのか。

事務局

(教育総務課長)

工事は、令和7年10月31日に完了するが、まず中を完成させ、外構はその後になる。

教育長

質疑を終結する。第37号議案及び第38号議案について、原案のとおり承認することにご異議ないか。

一 異議なし 一

教育長

異議なしと認める。よって、第37号議案及び第38号議案は原案のとおり承認 する。

次に、第39号議案 市議会定例会提出議案(福井市放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について)に同意することにつ いて、事務局から説明を求める。

事務局

(学校教育課長)

福井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、保育士免許や教員免許等を有する者を都道府県等の行う研修を修了する前でも放課後児童支援員とみなす経過措置が令和6年3月31日で終了となることから、みなし支援員の経過措置を「当分の間」に延長するものである。

放課後児童支援員とは、保育士免許や教員免許等を有する者が都道府県等の行う 研修を修了した際に取得できる児童クラブの専門資格であり、この研修終了の期限 も令和6年3月31日であったため、「放課後児童支援員としての業務に従事する ことになった日から2年以内」に改める。

なお、令和6年4月1日から施行する。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

春木委員

都道府県等の行う研修について、放課後児童支援員は休みを取得して受講するのか。研修が長期間となる場合、その間の給与等の保障は。

事務局 (学校教育課長)

研修は業務の一環として受講していただく。期間は1日間のみである。

多田委員

児童クラブに必ず1人以上配置するというのは国の決まりか。運用は自治体に任せられていると思うが、必ず1人以上配置することに無理があるのではないか。

研修の期限を「放課後児童支援員としての業務に従事することになった日から2年以内」としているが、1人も受講できなかった児童クラブは閉めなければならないのか。

事務局

(学校教育課長)

1人も研修の受講者が居ない場合は、閉めることになる。

多田委員

1人目の放課後児童支援員が研修を受けずに2年以内で退職し、2人目も未受講のまま2年以内に退職することが繰り返された場合、その間ずっと「みなし」しかいないことになるが、それは許されるのか。

教育長

2年以内は支援員と「みなす」ため、児童クラブは維持できるが、未受講の支援 員にはできるだけ早く受講していただく。

多田委員

「みなし」を早く解消したいということであれば、経過措置を「当面の間」とせず期限を切るか、担当所属が「みなし」の数を把握して指導すべきではないか。

事務局 (学校教育課長) 放課後児童支援員の数は「みなし」も含めて把握している。研修も年3回は行われているので、早めに受講するよう指導していく。

事務局 (教育部長)

「みなし」支援員は、放課後児童支援員全体の約1割であり、研修を受講して正 規の支援員としていくよう、次年度の部署へ申し送りする。

教育長

質疑を終結する。第39号議案について、原案のとおり承認することにご異議ないか。

一 異議なし 一

教育長

異議なしと認める。よって、第39号議案は原案のとおり承認する。 非公開の議案は以上である。ここからは会議を公開する。

一 傍聴者なし 一

教育長

それでは、第40号議案 福井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正について、事務局から説明を求める。

事務局 (教育総務課長)

電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等 について、インターネット等を利用して広く市民に通知するため、福井市行政手続 等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正するものであ る。

手続きをオンラインで可能とする場合、これまでは必要な事項を告示していたも のを、インターネット等を利用して公表することにした。

紙で掲示板に告示していたものを、インターネット等を使って公表することによって、広く市民に告知することができるようになる。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。 告示とは、具体的にどこに示すことを言うのか。

事務局

(教育次長)

告示とは、条例や規則上正式には、市役所の正面や支所等に掲示板があり、そこに掲示することによって、広く市民に公告することを言う。今回の改正は、それがオンライン手続きに関してはインターネット等を使った公表に代わるものであり、市民にとってはわざわざ市役所まで来る必要がなくなり、利便性が向上するものである。

教育長

質疑を終結する。第40号議案について、原案のとおり承認することにご異議ないか。

一 異議なし 一

教育長

異議なしと認める。よって、第40号議案は原案のとおり承認する。

次に、第41号議案 福井市地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行 規則の制定について、事務局から説明を求める。

事務局

(図書館長)

福井市地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について、 同条例の施行に関し、開館時間や各種様式等の必要な事項を規則で定めるものであ る。主なものとして、開館時間は午前9時から午後9時まで、休館日は月曜日、第 3日曜日、祝日、年末年始である。施行時期は、令和6年5月1日である。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

春木委員

地域交流センターの使用申請は、現場の窓口職員が判断するのか。最近、差別的で問題のある団体が多いように思うが、現場で判断が難しい場合はどうするのか。

事務局

(図書館長)

センターの管理については、委託することを考えている。利用予約については、 窓口及びインターネットでの受付を検討している。利用料金の支払いは、現金及び Paypayを検討している。

事務局

(教育部長)

正式には4月1日の事務分掌を待たなければならないが、現時点では、図書館長がセンター長を兼務する予定である。そのため、最終的には館長が判断することになる。

事務局

(図書館統括館長)

基本的には、センターも図書館の施設ということで、管理責任は図書館長に帰属する。申し込みついては、ふくeネットサービスを使った、ネット上での申し込みが主流になると思われる。

なお、地域交流センター部分はコミュニティゾーン、図書館部分はライブラリー ゾーンとし、市民に分かりやすい案内となるよう工夫したいと考えている。 教育長

地域交流センターの利用申請について、不承認となるのはどのような場合か。

事務局

(図書館統括館長)

条例第5条にあるように、公の秩序、善良な風俗を乱す恐れがある場合、他人に 迷惑を及ぼす恐れがある場合、施設等を汚損し又は破損する恐れがある場合、その 他施設等の管理運営上支障があると認められる場合、不承認となる。

どの施設もだが、使用申請については一旦受け付け、申請時の書類で内容を確認 した上で、使用の許可を判断したい。

宮郷委員

会場が公共施設だと、市民に安心感を与えるので、営利企業も利用したいのではないか。不適切な利用かどうかを事前に把握するのは難しいのではないか。

また、地域交流センターの開館時間は、図書館の開館時間と異なるようだが。

事務局

(図書館統括館長)

営利目的がダメな訳ではないが、営利活動の場合、利用料金が上がる。

開館時間については、地域交流センターと図書館を同じ時間とすることも検討したが、仕事終わりに利用される方もいると予想されるため、地域交流センターの開館時間を遅くした。地域交流センターと図書館は、シャッターで仕切ることが可能なため、セキュリティも問題はない。

多田委員

休館日については、地域交流センターと図書館をあわせている。鍵の開け閉めは 必要になるが、地域交流センターは図書館が閉館でも開けてよいのでは。

事務局

(図書館統括館長)

地域交流センターについて、利用の予想がつかないので、今のところは休館日を あわせている。

教育長

質疑を終結する。第41号議案について、原案のとおり承認することにご異議ないか。

― 異議なし ―

教育長

異議なしと認める。よって、第41号議案は原案のとおり承認する。

次に、第42号議案 福井市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部 改正について、事務局から説明を求める。

事務局

(図書館長)

市立図書館のリニューアル開館に併せ、利用者の図書館サービスの向上を図るため、主要図書館である市立図書館、みどり図書館の休館日及び開館時間を変更し、 併せて清水図書館及び美山図書館の開館時間の変更を行うものである。

今回、みどり図書館の毎月第3日曜日の休館日を第1日曜日に変更することで、 国民の祝日や年末年始を除き、2館以上が開館することになり、利用者の利便性の 向上を図る。

市立図書館、みどり図書館の開館時間については、土曜日、日曜日の開館時間を

10時から18時まで、その他の曜日の開館時間を10時から19時まで、それぞれ延長することで、利用者の利便性の向上を図るとともに、両館の平日の開館時間を統一し、利用者に分かりやすくした。

清水図書館、美山図書館の開館時間についても、市立、みどり図書館の開館時間 の延長拡充を踏まえ、10時から18時までに統一する。

適用日は令和6年4月1日だが、市立図書館については5月1日のリニューアルオープンから適用する。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

清水図書館、美山図書館の開館時間については、火曜日から金曜日まで10時~19時だったのが、10時~18時と短くなるが、影響は。

事務局

(みどり図書館長)

清水図書館、美山図書館ともに、現状、18時~19時の利用者は平均1人強であるため大きな影響はないと考えている。

春木委員

今回の変更で、平日は必ずどこかの図書館が開いている状況になるのか。

事務局

(図書館統括館長)

今回の変更により、市立図書館、みどり図書館、桜木図書館のうち、2つの館は 平日常に開いている状況になる。

教育長

質疑を終結する。第42号議案について、原案のとおり承認することにご異議ないか。

― 異議なし ―

教育長

異議なしと認める。よって、第42号議案は原案のとおり承認する。 予定していた審議事項は以上だが、その他あれば、事務局から説明を求める。

事務局 (学校教育課長) 一 卒業式における教育委員会告辞について、資料で説明 一

事務局
(生涯学習課長)

一 不死鳥のねがい実践目標の改定について、資料で説明 一

事務局
(桜木図書館長)

一 作家講演会(羽田圭介氏)について、チラシで案内 一

教育長

その他、委員から意見があればお願いする。

多田委員

図書館のシステム入替について、その内容を丁寧に市民に告知して欲しい。 前回、事務局に代わりに質問していただいたが、2カ月前から告知している市町 もある。

本を予約するホームページやメールの中に、休館日等のお知らせを入れておくと 分かりやすいのではないか。次回の改修時で良いので検討して欲しい。

事務局

(図書館統括館長)

先日のシステム入替に伴う図書館の休館については、利用者の皆様にご不便 をおかけして申し訳ない。

今回のシステム入替に関しては、12月の広報誌やホームページで周知した のだが、ホームページは常に新しい情報が更新されるため、当該周知も埋もれ てしまったのではないかと反省している。

次回のシステム入替時には、全館を一斉に休館するのではなく、交代で1館でも開館してサービスの維持に努めたい。

教育長

他になければ、最後に事務局から次回の日程についてお願いする。

事務局

次回の定例教育委員会について、3月25日(月)15時から、場所は福井市役 所本館8階第3委員会室にて開催するので、ご出席いただきたい。

教育長

以上をもって会議を終了する。

令和6年3月22日

署名委員 多田 和博

署名委員 宮郷 美千代

会議録作成職員 内田 佳邦